

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 聖籠町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
5,821	-	164	5,985

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,069	7,728	340	325	230	3,567	
新潟県宮内庁パイロット事業聖籠町特別会計	10	5	5	5	-	-	
一般会計等	8,078	7,733	346	331	-	3,567	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	230	251	21	296	127	634	214	法適用企業
国民健康保険特別会計(事業勘定)	1,374	1,299	75	75	102	103	-	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	124	113	11	11	-	-	-	
老人保健特別会計	113	109	4	4	15	-	-	
介護保険特別会計	880	847	33	33	143	-	-	
後期高齢医療特別会計	69	67	2	2	28	-	-	
公共下水道事業特別会計	929	851	77	38	381	8,005	6,044	
公営企業会計等 計				459		8,742	6,258	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
新潟県市町村総合事務組合 (一般会計)	547	503	43	43	83	-	-	-
(職員退職手当支給事業特別会計)	9,681	9,545	136	136	-	-	-	-
(消防団員等公務災害補償事業特別会計)	1,690	1,683	7	7	-	-	-	-
(消防費しゅつ金等支給事業特別会計)	30	29	1	1	-	-	-	-
(非常勤職員公務災害補償等事業特別会計)	14	10	4	4	-	-	-	-
(交通災害共済事業特別会計)	1,446	1,350	95	95	-	-	-	-
下越障害福祉事務組合 (一般会計)	844	764	80	80	-	724	10	
豊栄郷清掃施設処理組合 (一般会計)	897	802	95	95	-	515	111	
新発田地域広域事務組合 (一般会計)	1,983	1,836	147	147	-	158	14	
(ごみ処理事業特別会計)	1,761	1,649	111	111	-	-	-	
(し尿処理事業特別会計)	481	431	50	50	-	370	64	
(ふるさと市町村圏事業特別会計)	1,031	1,031	0	0	-	-	-	
(まちづくり事業特別会計)	17	14	3	3	-	-	-	
(介護保険事業特別会計)	43	34	10	10	-	-	-	
新発田地域老人福祉保健事務組合 (一般会計)	469	398	71	71	-	1,274	15	
(保健施設特別会計)	125	89	36	36	-	-	-	
新潟県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	2,998	2,862	136	136	18	-	-	
(後期高齢者医療特別会計)	202,360	192,682	9,678	9,678	1,673	-	-	
新潟東港臨海水道企業団	172	221	49	111	65	454	23	法適用企業
新潟東港地域水道用水供給企業団	943	712	232	1,097	170	2,131	32	法適用企業
一部事務組合等 計				11,911		5,626	269	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(株)聖籠の社	2	122	50	-	-	-	-	-	
聖籠地場物産(株)	2	32	36	-	-	-	-	-	
下越土地開発公社	2	54	0	-	-	47	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			86	-	-	47	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	836	1,244	408
減債基金	84	84	0
その他充当可能基金	715	749	34
充当可能基金 計	1,636	2,077	441

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.95	5.52	1.43	14.45	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.67	13.17	0.50	19.45	40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.5	14.5	0.0	25.0	35.0				
将来負担比率	29.1	29.5	0.4	350.0					
財政力指数	1.449	1.455	0.006						
経常収支比率	67.0	66.8	0.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。